第6期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 15 日 (月) 午後 3 時から 5 時まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、柴﨑委員、廣田委員、岡澤委員、浅見委員、加賀美委員、 小山委員、柴田委員、中村(三)委員、松島委員、小泉委員、田代委員、 酒井委員、山田委員、北川委員、橋本委員、総務部長、情報公開課長、 情報政策課長、国保年金課長、練馬総合福祉事務所長、資源循環推進課長、 介護保険課長、光が丘図書館長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料

諮問事項

諮問第8号

国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(国保年金課) 資料1

諮問第9号

生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について(練馬総合福祉事務所)資料 2

諮問第 10 号

中国残留邦人等支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について(練馬総合福祉事務所)資料2

諮問第 11 号

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(資源循環推進課)資料3

諮問第 12 号

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(資源循環推進課)

諮問第 13 号

施設介護サポーター事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(介護保険課)資料4

報告事項

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について(介護保険課)資料 5 練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン紛失について(光が丘図書館)資料 6

その他

6 発言内容

(会長)

ただいまから、第6期第4回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日は、諮問が6件、報告が2件あります。それでは、諮問第8号の説明をお願いします。

(国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合 内容の変更について 資料1に基づき説明 —

(会長) ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

医療機関等と国民健康保険団体連合会、国民健康保険団体連合会と 区の間において、従来は紙ベースで情報のやり取りをしていたもの を、平成 20 年に画像レセプト管理システムに移行したとのことで すが、これは、診療報酬明細書の内容が電子データとしてパソコン 上に表示されているという理解でよろしいですか。

従来では、診療報酬明細書を紙ベースでやり取りを行っていましたが、画像レセプトによって、診療報酬明細書をOCR化して、電算に読み込んで、内容が電子データとしてパソコン上に表示されます。

暗号化とは具体的にどのような形になるのでしょうか。例えば、病 名などは数字の羅列で表示されたりするのでしょうか。

情報が送られてきて、区が受け取るまでは数字や記号の羅列になっています。情報を受け取った段階で初めて内容が読み取れる形に戻る仕組みとなっています。

本件の電算結合によって、全国的な運用の最終的な到達点ということと考えてよろしいですか。

はい、本件の電算結合によって、最終的な到達点となると考えます。 ただ、この先社会保障カードが導入された場合は、若干変更が加わ る可能性がありますが、それも想定されたシステムになっていま す。

費用と財源はどのようになっているのでしょうか。

電算システムの改修費用は 4,000 万円程度ですが、国民健康保険団体連合会の分担金や、額は未定ですが国からの交付金を利用していきます。

区職員の誤操作があった場合の対処はどのように行っていきます か。

国民健康保険団体連合会のシステムで履歴や操作内容の確認ができるようになっていますので、誤操作があった場合、早急に発見でき、適正な対応が可能です。

誤操作が無いかどうかを、間違いなくチェックできる体制はありま すか。

レセプトの審査につきましては、国民健康保険団体連合会で 1 次審査を行い、区で 2 次審査を行う形になっていますので、ダブルチェックできるようになっています。

小規模の医療機関等でのオンライン化は対応可能なのでしょうか。 平成 18 年にレセプトの電子化が決まった当時は、すべての医療機

(委員)

(国保年金課長)

(委員)

(国保年金課長)

(委員)

(国保年金課長)

(委員)

(国保年金課長)

(国保年金課長)

(委員)

(委員)

(国保年金課長)

(委員)

(国保年金課長)

関等での電子化を掲げていましたが、平成 21 年に入って、原則義務化ということになりました。例えば、コンピュータでレセプト処理をしてきた医療機関等は、オンライン化し、そうでない医療機関等は、費用対効果も踏まえて、紙ベースでのやり取りも可能となりました。また、医師が 65 歳以上の医療機関につきましては、紙ベースでのやり取りが可能です。現在の画像システムにつきましても、紙ベースでの対応も可能です。

(委員)

医療機関等と国民健康保険団体連合会とのやり取りは、専用回線を 利用するのですか。

(国保年金課長)

そのとおりです。専用回線による情報のやり取りになります。

(委員)

追加する送受信項目の欄の送信項目に、限度額適用認定証交付履歴 等とありますが、「等」は何を指しますか。また、説明にあった特 定健診についてですが、特定健診の情報がレセプト情報に直接関連 することが今後あるのでしょうか。

(国保年金課長)

「等」には、75歳の到達日や通称名が含まれます。また、特定健診の情報とレセプト情報は別のもので、突合するようなことは想定していません。今後、レセプト情報を基に、特定健診の受診勧奨等の業務に利用する場合は、改めて本審議会へ付議します。

(委員)

わかりました。健康に関する情報はセンシティブな情報ですので、 慎重に扱ってもらいたいと思います。

(委員)

本システムを取り扱う区職員は何名ですか。また、利用するMOの保管方法はどのようになっていますか。

(国保年金課長)

国保年金課職員5名と非常勤職員9名で取り扱っています。MOに は約24万件の情報が記録されますが、鍵のかかるキャビネットに 保管します。

(委員)

委託している部分はありますか。

(国保年金課長)

本件の取扱いにつきましては、すべて区職員が行っていきます。

(委員)

取り扱う個人情報にある、旧保険者記号番号は必要なのでしょうか。また、昨今、医療費の過誤の問題がニュースで取りあげられていますが、そのような問題は解決されるのでしょうか。

(国保年金課長)

旧保険者記号番号は、特定健診の受診券の関係で利用します。また、 医療費の過誤につきましては、完全に防げるかどうかは断言できま せんが、処理が早くなる分、データも早く動くので、請求の誤りが あった場合は、早期に対応が可能になり、一定の効果はあると考え ます。

(委員)

区民目線から見て、本件に関しては何かメリットがあるのでしょうか。

(国保年金課長)

紙ベースですと、本来容易にできなかった医療費の分析が充実しますので、個々人への健診の受診勧奨もできることから、区民にとってもメリットがあると考えます。

(会長) 区民の利益については、不明な点もありますが、委員からの意見を

踏まえた上で、事業を進めていってもらいたいと思います。それで

は本件につきましては、承認いたします。

(会長) つぎに諮問第9号と第10号に参ります。2件は関連する案件ですの

で、まとめて説明をお願いします。

(練馬総合福祉事務所長) ―― 生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合につ

いて 資料2に基づき説明 ―

— 中国残留邦人等支援に関する業務に係る電子計算組織

の結合について 資料2に基づき説明 ―

(会長) ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問

があればお願いします。

(委員) 練馬総合福祉事務所内に設置された受領用パソコンへは、各所・各

支所がそれぞれアクセスできるようになっているのでしょうか。

(練馬総合福祉事務所長) できないようになっています。練馬総合福祉事務所のみで処理する

こととなっています。

(委員) 練馬総合福祉事務所の受領用パソコンから生活保護版レセプト管

理システムにデータを取り込むとありますが、生活保護版レセプト 管理システムと生活保護等基幹システムは別のシステムという理

解でよろしいですか。また、過誤請求があった場合、審査支払機関 に福祉事務所4所からFD等の媒体でこのシステムの情報のやり取

りは一方通行になりますか。

(練馬総合福祉事務所長) 生活保護等レセプト管理システムに、各福祉事務所がシステムを通

して見に行くという流れになりますので、一体となって情報が流れていると理解していただければと思います。それと、利用する3つのシステムはそれぞれ別のものです。最後に、過誤請求や再審査の際のFDについてですが、審査支払い機関である社会保険診療報酬支払基金に送付するのは、区内の総合福祉事務所4所が各々で必要

な情報を暗号化して送付することを考えています。

(委員) F D に入れられる情報はどのようなものですか。

(練馬総合福祉事務所長) 医療行為がなされたことが分かる情報のみを FDに入れます。

(委員) 本事業に係る経費と、それに伴い節減される経費はどれくらいです

か。

(練馬総合福祉事務所長) 導入経費は約1,000万円で、ほとんどが国から補助になります。節

減される費用ですが、レセプト点検の費用が約500万円で、その半

分程度が節減されると想定されます。

(委員) システム導入を担当する委託先はどこになりますか。また、過去に

事故を起こしたことはありませんか。

(練馬総合福祉事務所長) 株式会社オークスという会社がシステム導入を行います。過去に事

故を起こしたということは聞いていません。

(会長) ほかにありますか。なければ、本件は原案どおり承認とします。つ

ぎに諮問第 11 号と第 12 号に参ります。2 件は関連する案件ですので、まとめて説明をお願いします。

(資源循環推進課長)

- ― 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料3に基づき説明 ―
- ― 資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合 内容の変更について 資料3に基づき説明 —

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

(委員)

本件は委託費が発生しますが、全体的に経費が増えることになるのでしょうか。

(資源循環推進課長)

経費が増えることはありません。練馬区都市整備公社へ委託している資源循環センターでの業務内容に含まれるものですので、より効率的な運用が可能となります。

(会長)

ほかにありますか。なければ本件は原案どおり承認ということにします。続きまして、諮問第 13 号に参ります。説明をお願いします。

(介護保険課長)

― 施設介護サポーター事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料4に基づき説明 —

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

(委員)

コーディネーターには特別な資格が要りますか。また、コーディネーターは、受入施設へ出向く際に、個人情報を含む端末や名簿を持ち込んだりすることはあるのでしょうか。それとも、事業団の中でのみ個人情報を取り扱うのでしょうか。

(介護保険課長)

コーディネーターの主な業務は、日程調整になりますので、特別な 資格が必要とは考えていません。それから、コーディネーターは事 業団から雇われるわけですが、業務で利用する名簿は、事業団から 外に持ち出すということはありません。あくまでも受入施設に個人 情報を提供する場合は、介護サポーターを希望するご本人が提供 し、ご本人の同意を得た上で名簿に載せることになります。

(委員)

名簿の処理方法や閲覧できる者の範囲、利用方法について説明して ください。

(介護保険課長)

名簿は、社会福祉事業団に設置されているサーバで処理をしますが、大泉特別養護老人ホームと富士見台特別養護老人ホームの相互で、個人情報のやり取りや閲覧はできません。また、権限を付与された者のみがアクセスできる仕組みになっています。

(委員)

USBメモリに記録して持ち帰ることは可能ですか。

(介護保険課長)

原則として、データの処理や管理は事業団のサーバのみで行われています。もし、USBを利用する必要があったとしても、許可された者のみが取り扱えることになっています。

(委員)

説明を聞いていますと、介護サポーターの個人情報を社会福祉事業

団の中にいれば、だれでも見られる環境にあるような印象がありま す。

(介護保険課長)

本業務で利用する個人情報につきましては、利用権限が付与された 者のみが利用できることとなっています。また、紙出力した名簿は 鍵のかかるキャビネットで管理します。

(委員)

介護サポーターは、最終的にどれくらいになると想定しています か。

(介護保険課長)

現在活動しているのは73名で、今年はさらに60名を養成する予定でしたが、現在は45名が実技研修に臨むことになります。介護サポーターは、毎年養成していきたいと考えていますので、最終的な人数は想定しづらいですが、より多くの方に介護サポーターとして活躍していただきたいと思います。

(会長)

介護サポーターの男女の割合や年代はどの様になっていますか。

(介護保険課長)

昨日、講義研修がありまして 45 名が参加しており、そのうち 4 名が男性でした。年代としては、主に中高年の方々です。中には 65歳以上と見受けられる方もいました。

(委員)

利用者の生の声がボランティアに伝わるような体制づくりをお願いしたいです。介護サポーターが達成感を得られるような事業にしてください。

(委員)

(介護保険課長)

事業団との連携について、もう少し詳しく説明してもらえますか。 区内には、28 施設から受入希望があり、それぞれの施設の概要や業 務内容を区から事業団に情報提供し、コーディネーターがその情報 を基に養成研修の実施や希望施設への紹介を希望者に行っていき ます。また、本人の申出により、受入施設を変更したいとの要望が あった場合は、コーディネーターが本人に合った施設を探して紹介 することもあります。

(委員)

介護サポーターの受入については、だれが決めるのですか。コーディネーターですか、それとも、受入施設ですか。

(介護保険課長)

希望者に合った受入施設を、コーディネーターと受入施設で調整して決めていきます。

(委員)

委託先である、練馬区社会福祉事業団は練馬区社会福祉協議会とは 違うのでしょうか。また、そこでの従事者はどのような身分の方で すか。

(介護保険課長)

練馬区社会福祉事業団は練馬区社会福祉協議会とは別の法人ですので、関係ありません。それと、練馬区社会福祉法人が運営している特別養護老人ホームの従事者に関してですが、様々な雇用形態があります。非常勤や派遣という形の雇用形態もあり、全員が正規職員ということではありません。

(委員)

取り扱う個人情報の基本情報の中に、経験は必要ないのでしょうか。

(介護保険課長)

あくまで、本業務は日程調整が主な業務ですので、経験に関しての 情報は特に必要ないと考えます。しかし、受入施設との話し合いの 中で、今までの経験を基に活動内容を決めていくことは必要だと思 います。

(会長)

ほかにありますか。なければ、本件は原案どおり承認いたします。 諮問事項は以上です。つぎに報告事項に参ります。それでは、説明 をお願いします。

(介護保険課長)

-- 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料 5 に基づき説明 --

(会長)

ありがとうございました。ご意見ご質問があればお願いします。ないようですので、つぎの報告事項に参ります。説明をお願いします。

(光が丘図書館長)

― 練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン 紛失について 資料 6 に基づき説明 ―

(会長)

先ほどの説明の中で、10月25日にシステム調達会社を視察したと のことですが、この中に視察した方はいますか。視察して、率直な 感想はいかがでしたか。

(光が丘図書館長)

担当係長が視察しましたので、報告いたします。

(光が丘図書館職員)

10月25日に視察に行きました。執務室すべての入り口にカード式のロックが設置され、会社から配布されたカードが無いと入室できないようになっていました。また、情報の持ち出しについては、会社内で決裁が通った場合のみ、許可される体制になっていました。さらに暗号機能付きのパソコンやUSBの現物も見てきました。

(会長)

改善された状況を見てどうでしたか。この会社は信頼できると思えますか。

(光が丘図書館職員)

当審議会でもご意見をいただいたように、いろいろ会社の認識不足がありましたが、短期間に、費用をかけて暗号機能付きパソコン等を導入し、社員教育・研修も行い、区の個人情報保護条例に則った体制で業務を行っていこうという姿勢は見られました。あとは、我々の方でも個人情報保護を徹底していきたいと考えています。

(委員)

視察については、事前に連絡したのですか。それとも抜き打ちで訪問したのですか。

(光が丘図書館長)

事前に連絡をした上で、視察しました。

(委員)

本契約を継続しなければならない理由は何ですか。

(光が丘図書館長)

本契約が5年契約であり、平成24年の12月末までとなっていますので、途中で受託者を代えることができないことが大きな理由です。次期の契約につきましては、契約方法も含めて契約先を決めていきたいと考えます。

(委員)

事故が起こった場合に、契約を継続しなければならないことを定め た条例はあるのですか。

(情報政策課長)

条例で規定されていることはありませんが、契約上の問題になりま

す。契約を解除するような事態になれば、解除することもあると思います。

(委員) 本件の事故については、契約を解除するほどでは無いということで

すか。

(情報政策課長) 事故が起こりまして、そのままの状態では問題があると思います。

そこで、対応策を含めて所管課で確認をしたところ、一定の改善が 図られたということで、契約を継続するという判断をしたところで

す。

(委員) 改善されたと言われてしまえば、それを信用する以外ないと思いま

すが、一度事故を起こした以上は、危機感を持って管理を行ってほ

しいということを要望します。

(委員) 今回の報告の中で、双方で取り交わした覚書についてですが、相手

側からの区に対する謝罪文は出ているのでしょうか。個人情報の問

題にかかわることですので、あれば教えてください。

(光が丘図書館長) 前回報告させていただいた際に、事故経過と対応についての文書を

提出させています。その際に謝罪文も提出させました。会社として

も、再発防止対策を含めて、区に対しては謝罪をしています。

(会長) 謝罪文の提出はあったということですね。

(光が丘図書館長) はい、そうです。

(会長) 前回の報告では、その謝罪文の紹介はなかったようです。今回の報

告で紹介してもらえると良かったと思います。

(光が丘図書館長) 謝罪文を紹介させていただきます。(謝罪文を読み上げる)

(会長) わかりました。

(委員) 前回の報告の中で、区と委託先の個人情報に対する認識が異なって

いたと説明がありましたが、現在区では様々な委託が行われており、各所管課が委託先に個人情報の認識について何か取り組みを行

っているのかどうか確認させてください。

(会長) どなたかお答えいただけますか。

(情報公開課長) 区としましても、個人情報の取扱いにつきまして、再点検をしてい

るところです。今のところ、区の個人情報保護条例に基づいた視点

で個人情報を取り扱うよう、確認をしたところです。

(委員) 再点検しているとのことであれば、それなりの報告をしていただき

たいですし、改善する必要があれば、事故が起こる前に改善した報

告を合わせてお願いしたいと思います。

(会長) それでは第6期第4回審議会を終わりにします。ご協力ありがとう

ございました。

国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について (練馬区個人情報保護条例第17条関係)

(
1 業務登録名	国民健康保険に関する業務
2 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
3 変更予定年月	平成23年 9 月
4 変更内容	厚生労働省令の改正に伴い、医療機関等によるレセプトのオンライン請求が原則義務化されることとなった。これに伴い、平成23年9月より電子レセプトの運用を前提としたシステムである全国標準システム(以下「次期システム」という。)を東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)において導入することとなった。現在、区は国保連合会と電算結合し、画像レセプト管理システムにより、被保険者の資格情報等を国保連合会へ送信し、審査終了したレセプト情報を受信している(審議会で承認済み)。 次期システムを導入するに当たり、電算結合により送
	受信する項目を追加する。
5 現行の送受信 項目(審議会で 承認済み)	【送信する項目】 被保険者の資格情報(記号番号、個人番号、世帯主氏 名、被保険者氏名、生年月日、性別、資格取得喪失年月 日等)、過誤申出・再審査請求情報 【受信する項目】 レセプト情報
6 追加する送受 信項目	【送信する項目】 被保険者住所、旧被保険者記号番号、限度額適用認定証 交付履歴等 【受信する項目】 レセプト全国共通キー
7 結合先	東京都国民健康保険団体連合会
8 個人情報保護内容	【区側】 練馬区個人情報保護条例および練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。 専用の端末により業務を行うこととし、使用する 職員を指定し、職員の個別IDとパスワードを用いて管理する。

生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第17条関係)

1 業務登録名	生活保護に関する業務
2 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所
3 実施予定年月	平成23年 2 月
4 結合および導入 の目的 5 現行処理および 受領・提供方法	厚生労働省令の改正に伴い、平成23年度当初から原則としてすべてのレセプトについて医療機関等によるオンライン請求が義務化されることとなった。これに伴い、区は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)と電算結合し、電子レセプトを管理するシステム(以下「レセプト管理システム」という。)を導入することとする。レセプト管理システムの導入により、過誤請求・再審査・整番事務等の点検事務やデータ作成・結果管理等の分析を迅速に行うことが可能となり、点検事務の効率化と医療扶助の適正化を図ることができる。 現行処理アレセプト情報はすべて紙情報で受領する。イ生活保護等基幹システムで使用する請求情報は紙情報を基にデータ化する。ウ内容点検は、紙情報に基づき点検委託している。エ過誤請求データは、委託業者がデータ化し、FDに保存する。
	受領・提供方法 ア レセプト情報は、電子データで受領する。 イ レセプト管理システムに支払基金から受領したレセプト情報と生活保護等基幹システムからの必要な個人情報等データを取り込む。 ウ 委託業者が分析および内容点検を行い、過誤請求等をするレセプト情報を抽出した上でFDに保存する。 エ FDを支払い基金に返送し、結果は受領用パソコンで受領する。
6 受信する項目	レセプト情報
7 結合先	社会保険診療報酬支払基金
8 個人情報の保護 の内容	【区側】 練馬区個人情報保護条例および練馬区情報セキュリティ

	ポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。		
	専用の受領端末個別IDとパスワードを用いて使用		
	者の利用権限を管理する。		
保険者の庁内システムと接続しないことで、使用を			
を制限し、不正アクセスを防止する。			
受領端末は盗難・紛失を防ぐために、セキュリティ			
ワイヤーで固定するとともに、他のシステムと共有し			
	ない。		
【支払基金側】			
システム管理者等以外の者が容易に操作できないよ			
う、使用者IDとパスワードを用いて使用者の利用権			
限を管理する。			
外部ネットワークと内部ネットワークを分割し、フ			
ァイヤーウォールを設置することにより、外部ネット			
ワークからの不正アクセスを防止する。			
	情報交換ファイルは暗号化等を施して管理する。		
	サーバの設置施設は、盗難、耐震、防火対策を講じ		
	た構造とし、立ち入りは許可制とする。		
9 添付資料	・ システム概要図		
	・ 社会保険診療報酬支払基金の概要		
省略	・ 社会保険診療報酬支払基金の情報保護管理体制		
	・ レセプト(診療報酬明細書)の様式		

中国残留邦人等支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第17条関係)

1 業務登録名	中国残留邦人等支援に関する業務	
2 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所	
3 実施予定年月	平成23年 2 月	
4 結合および導入 の目的 5 現行処理および 受領・提供方法	厚生労働省令の改正に伴い、平成23年度当初から原則としてすべてのレセプトについて医療機関等によるオンライン請求が義務化されることとなった。これに伴い、区は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)と電算結合し、電子レセプトを管理するシステム(以下「レセプト管理システム」という。)を導入することとする。レセプト管理システムの導入により、過誤請求・再審査・整番事務等の点検事務やデータ作成・結果管理等の分析を迅速に行うことが可能となり、点検事務の効率化と医療扶助の適正化を図ることができる。現行処理アレセプト情報はすべて紙情報で受領する。イ生活保護等基幹システムで使用する請求情報は紙情報を基にデータ化する。ウ内容点検は、紙情報に基づき点検委託している。エ過誤請求データは、委託業者がデータ化し、FDに保存する。受領・提供方法アレセプト情報は、電子データで受領する。イレセプト管理システムに支払基金からの必要な個人情報等データを取り込む。	
	ウ 委託業者が分析および内容点検を行い、過誤請求等をするレセプト情報を抽出した上でFDに保存する。 エ FDを支払い基金に返送し、結果は受領用パソコンで受領する。	
6 受信する項目	レセプト情報	
7 結合先	社会保険診療報酬支払基金	
8 個人情報の保護 の内容	【区側】 練馬区個人情報保護条例および練馬区情報セキュリティ	

	ポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。		
	専用の受領端末個別IDとパスワードを用いて使用		
	者の利用権限を管理する。		
保険者の庁内システムと接続しないことで、使用を			
を制限し、不正アクセスを防止する。			
受領端末は盗難・紛失を防ぐために、セキュリティ			
ワイヤーで固定するとともに、他のシステムと共有し			
	ない。		
【支払基金側】			
システム管理者等以外の者が容易に操作できないよ			
う、使用者IDとパスワードを用いて使用者の利用権			
限を管理する。			
外部ネットワークと内部ネットワークを分割し、フ			
ァイヤーウォールを設置することにより、外部ネット			
ワークからの不正アクセスを防止する。			
	情報交換ファイルは暗号化等を施して管理する。		
	サーバの設置施設は、盗難、耐震、防火対策を講じ		
	た構造とし、立ち入りは許可制とする。		
9 添付資料	・ システム概要図		
	・ 社会保険診療報酬支払基金の概要		
省略	・ 社会保険診療報酬支払基金の情報保護管理体制		
	・ レセプト(診療報酬明細書)の様式		

	インターネットや庁内LANと結合しない。		
	端末にウイルス対策ソフトを導入し、コンピュー		
	タウィルスの感染を防止する。		
	【国保連合会側】		
	業務を行う職員を指定し、職員の個別IDとパス		
	ワードを用いて管理する。		
	通信する交換情報ファイルは、暗号化する。		
	ネットワーク回線は、専用回線(広域イーサネッ		
	ト)を使用する。		
	不正なアクセスを防止するファイアウォール(通		
	信制御装置)を設置する。		
9 添付資料	・システム概要図		
	・ 国民健康保険団体連合会概要		
省略	・ 東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護方針(プ		
	ライバシーポリシー)		
	・ レセプト(診療報酬明細書)の様式		

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1	件名	練馬区資源循環センター管理および事業運営等委託
2	委託内容	集団回収支援事業(報奨金の支払事務を除く。)
		本年11月開所の練馬区資源循環センター(以下「センタ
		- 」という。)の清掃リサイクルに関する窓口・相談業務
		の一環として、平成23年度から集団回収支援事業の事務を
		センターの管理運営を行う財団法人練馬区都市整備公社(
		以下「区公社」という。)に委託する。
		区公社の柔軟で機動力のある運営体制と、公社としての
		特性を生かすことにより、回収業者の育成・支援や業者と
		実践団体間、業者間の連絡調整を積極的に進めていくこと
		で事業拡大が期待できる。
3	委託先	財団法人 練馬区都市整備公社
4	委託開始年月	平成23年 4 月
5	所管課名	環境まちづくり事業本部 環境部 資源循環推進課
6	取り扱う個人情	集団回収実践団体代表者および担当者の住所・氏名・電話
幸	艮	番号、振込先口座等
7	個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第13条および同条例施行規則第
		6条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護
		を義務付ける。
		「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託
		者の遵守事項として契約内容に定める。
8	添付資料	・業務の流れ図
		・システム概要図
	省略	・仕様書(案)
		・集団回収支援事業仕様細目(案)
		・個人情報の保護および管理に関する特記事項
		・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱

いに関する特記事項

- ・財団法人練馬区都市整備公社について
- ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針
- ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程
- ・集団回収のお知らせチラシ「集団回収で地域を元気にしよう」

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第17条関係)

	·		
1 業務登録名	資源回収事業に関する業務		
2 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境部 資源循環推進課		
3 変更予定年月	平成23年 4 月		
4 変更内容	現在、区は、財団法人東京都環境整備公社と電算結合		
	し、集団回収支援事業に係る事務について、集団回収管理		
	システムを導入して行っている。		
	平成23年4月から、区は、この事業を報奨金の支払事務		
	を除き、財団法人練馬区都市整備公社(以下「区公社」と		
	いう。)に委託することとしている。		
	これに伴い、結合先に区公社を追加する。		
5 送受信する項目	集団回収実践団体代表者および担当者の住所・氏名・電話		
	番号、振込先口座等		
6 追加される結合	財団法人 練馬区都市整備公社		
先			
7 個人情報保護内	【区側】		
容	練馬区個人情報保護条例および練馬区セキュリティポリ		
	シーを遵守するとともに、つぎのとおり保護措置を講ず		
	る。		
	区公社との情報交換には専用の小型電子計算機(以		
	下「伝送端末」という。)を使用する。		
	伝送端末にウイルス対策ソフトを導入し、コンピュ		
	ータウイルスの感染を防止する。		
	伝送端末の利用者は、指定する職員のみとして、 I		
	Dおよびパスワードを用いて利用者を管理する。		
	操作を行う職員に対して、個人情報の保護および管		
	理を徹底するように指導する。		
	【区公社側】		
•			

	D・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者
	D・ハスソート寺で唯祕指直をとり、担ヨ省以外の名
	による操作はできないものとする。
	コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセス
	に対する防御策を講ずる。
	担当者に対して、個人情報の保護および管理を徹底
	するように指導する。
8 添付資料	・システム概要図
	・財団法人練馬区都市整備公社について
省略	・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針
	・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程
	・集団回収のお知らせチラシ「集団回収で地域を元気にし
	よう」

施設介護サポーター事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1 件名 施設介護サポーター事業(新規養成・受入	調整)の委託
2 委託内容 ボランティア活動を希望する区民を対象	限に、高齢者介
護施設で活動する上で必要となる知識・抗	技術等の研修を
行い、ボランティア受入施設を紹介する。	また、継続的
なボランティア活動を行えるように受入調	整を行う。
<主な業務内容>	
(1)施設介護サポーター養成研修の企画・3	ミ施・報告
(2)施設介護サポーターの受入施設への紹介	`
(3)施設介護サポーターの活動スケジュール	/管理
(4) 施設介護サポーターへのフォローアップ	⁷ 研修
(5) 受入施設との連絡・調整	
(6) 施設介護サポーターの活動に関する相談	Ę
3 委託先 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	
4 委託開始年月 平成22年11月	
5 所管課名 健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課	
6 取り扱う個人 基本情報(氏名、住所、年齢、性別、電詞	話番号、 E メー
情報ルアドレス)、活動施設、活動日程(曜日	、時間帯)
7 個人情報の保 練馬区個人情報保護条例第13条および同	引条例施行規則
護 第6条に基づき、受託者との契約時に個力	、情報の保護を
義務付ける。	
「個人情報の保護および管理に関する特	記事項」を受
託者の遵守事項として契約内容に定める。	
8 添付資料 ・施設介護サポーター事業の基本的な仕組	み
・コーディネーター業務のイメージ図	
省略・仕様書	
・個人情報の保護および管理に関する特記	事項
1 2 2 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1	
・法人概要 ・社会福祉法人練馬区社会福祉事業団個 <i>)</i>	、情報の保護に

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 22 年 10 月 18 日

2 適用理由

東京都福祉保健局指導監査部指導第三課長から、介護保険法第 24 条に基づく区内居宅療養管 理指導事業所の実地指導に必要とされる、練馬区が保有する被保険者の個人情報の提供依頼が あった。

この依頼は外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型 5 に該当し、かつ事例の国民健康保険法第 41 条および生活保護法第 50 条に類似すると判断したため、基準を適用した。

3 外部提供した個人情報

対象者の居宅療養管理指導算定の有無、介護保険被保険者番号、住所、要介護状態区分、認定有効期間、サービス内容、単位数、回数、サービス単位数、公費分回数、公費対象単位数、実施日、保険請求額、利用者負担額、公費請求額、公費分本人負担額、公費負担者番号、公費受給者番号

4 提出先

東京都福祉保健局指導監査部指導第三課長

5 提供媒体

文書

6 添付資料 省略

- ・ 先方からの依頼文
- · 根拠法令

7 所管課

健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課

8 事例の追加

外部提供に関する審議会事例一括承認基準の類型 5 の事例 (8)「医療機関等に関する指導・ 監査」に、「介護保険法第 24 条(帳票書類の提示等)」を追加する。

平成 22 年 11 月 15 日 生涯学習部光が丘図書館

練馬区立図書館電算システム調達会社社員のパソコン紛失について

練馬区立図書館の図書館電算システム機器貸借契約において、システム調達先に指定している会社(以下「システム調達会社」という。)社員が、練馬区立図書館の利用者番号が入っている業務用ノートパソコン(以下「パソコン」という。)を紛失した件については、本審議会に本年9月2日に報告を行った。報告後の区の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 システム調達会社

株式会社サン・データセンター 代表取締役社長 庄司俊治 神奈川県横須賀市小川町 14 - 1 ニッセイ横須賀センタービル7 F

2 区の対応

(1) 覚書の交換

個人情報および受託情報の保護および管理が適正に行われるよう、システム調達会社と光が丘図書館で本年9月7日に覚書を交換した。覚書は、別紙のとおりである。

また現在、覚書第3項に基づき、個人情報の保護および管理に関する実施細目の策定に向け、システム調達会社と光が丘図書館で検討を行っている。なお実施細目では、覚書別紙1および別紙2に定める事項の実施要領を定めるところである。

(2)視察の実施

再発防止対策の実施状況を確認するため、本年 10 月 25 日に企画部情報政策課職員および生涯学習部光が斤図書館職員でシステム調達会社の視察を行った。

当日は執務室の視察、管理責任者等へのヒアリング、手順書等書類の確認により、執務室の管理体制、社内の記録(障害質問対応票等)における個人情報保護の手順と実施状況、パソコンの社外持ち出しルールと従業員教育・訓練の実施状況、暗号化機能付きパソコン・USBメモリの導入状況等、再発防止対策が実施されていることを確認した。